

事務連絡  
平成21年5月9日

各 都道府県  
政令市  
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型インフルエンザ疑似症患者の取り扱いについて

従来、症例定義における疑似症患者について、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合は届出の対象としてきた。これについてはインフルエンザにおいて発症した初日は迅速診断キットの結果が陰性となることがあるため、新型インフルエンザ患者の見逃しを回避するために設けたものである。

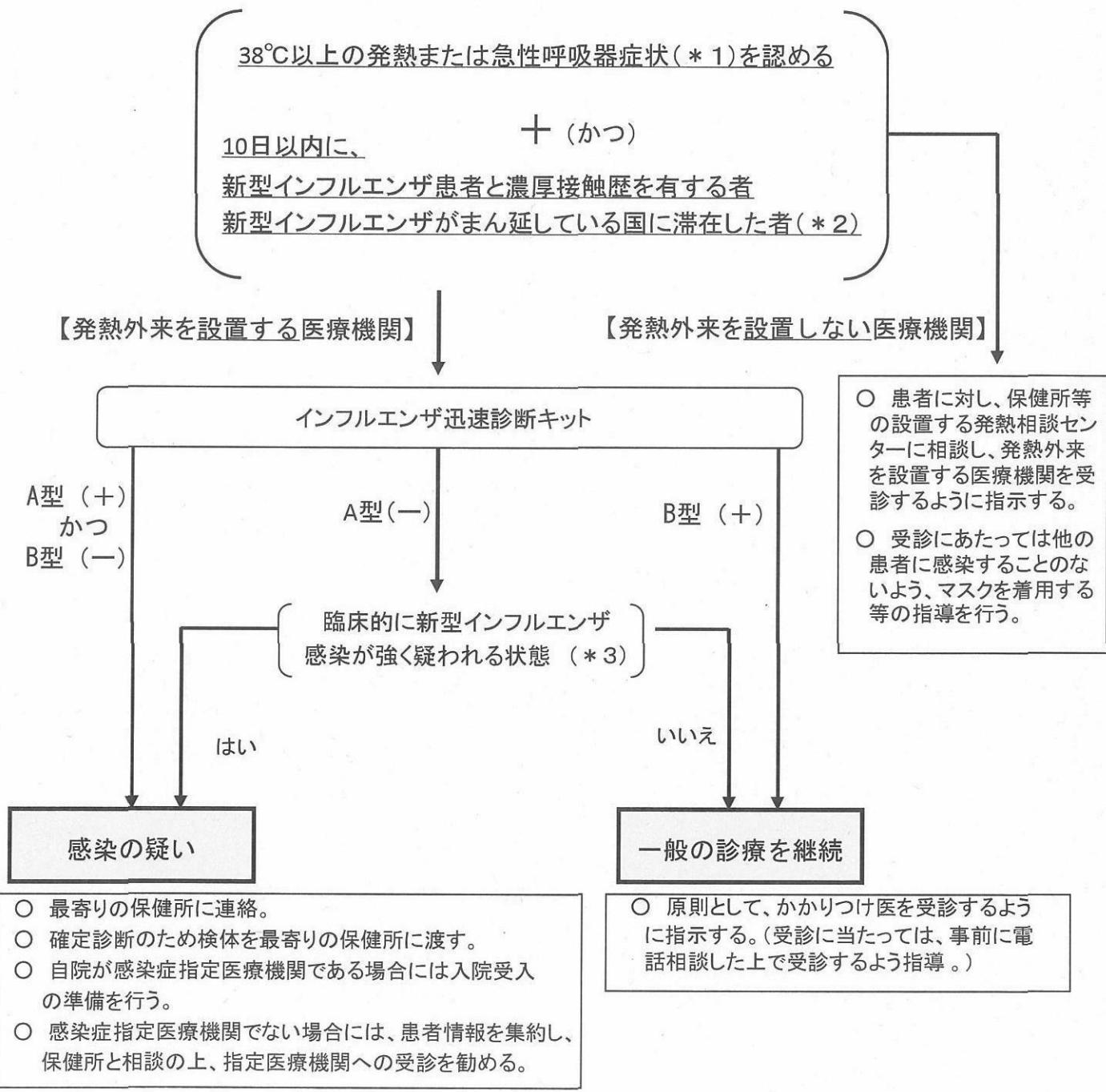
ところが昨今、インフルエンザ様症状を呈している患者との接触歴など疫学的関連をまったく認めない症例や他の疾患の有無が十分確認されていない症例など、新型インフルエンザの感染を強く疑う根拠に乏しい症例も届出がなされているところである。

については、今後、症例定義上、疑似症患者の連絡をする際は、別紙などを参考されたい。また、迅速診断キットでA型陰性の場合は、疑似症患者の連絡をする前に、5月9日の結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」を踏まえ、下記の事項など確認するよう、各医療機関に対して周知徹底されたい。

- ① インフルエンザ特有の症状の有無
- ② 疫学的関連の有無
  - ・10日以内のインフルエンザ様症状を呈している者との接触歴
  - ・新型インフルエンザの蔓延している国又は地域への渡航歴や滞在歴の再確認
- ③ 他の疾患の有無等確認（A群溶血性レンサ球菌咽頭炎など）

## 医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ

このフローチャートは診断を補助するための簡易版です。正確な診断のためには、必ず厚生労働省が示す新型インフルエンザ症例定義を参照してください。また、症例定義は随時更新されることから、最新のものを入手してください。



\* 1: 「急性呼吸器症状」とは、少なくとも以下の(ア)～(エ)のうち少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう。  
 (ア) 鼻汁もしくは鼻閉 (イ) 咽頭痛 (ウ) 咳 (エ) 発熱または、熱感や悪寒

\* 2: 国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定める。メキシコ アメリカ(本土) カナダ (5月5日14:00 最終更新)  
 ※今後の状況に応じて、更新されるので、要確認。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

\* 3: 「臨床的に新型インフルエンザ感染が強く疑われる状態」とは、患者の疫学的背景や臨床経過、症状等を勘案し、医師の判断によるものとする。  
 なお、「感染疑い」とするには、他の疾患を除外する等、十分に慎重な判断が必要。

別紙2

## 症例定義についての Q&A（医療従事者用）

問 「新型インフルエンザに関する症例定義及び届出様式の改定について」をうけて、なにが変わったのですか？

疑似症患者を診察した後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下法という）に基づく届出のタイミングが変更になりました。

ただし、疑似症患者の症例定義（診断基準）に変更はございませんので、医療機関におかれましては、従来通り、疑似症患者を診察した際は、直ちに保健所にご連絡ください。

- ※ 法に基づく届出がさらに必要となるかどうかについては、保健所とのご相談の上、疫学的条件等を勘案し決することとなります。
- ※ 従来、疑似症患者を診察した医師には、直ちに法に基づく届出をお願いしていましたが、本通知以降、保健所に相談していただいた上、届出の提出をお願いすることになりました。

問 医師は、いつどのように保健所に相談すればよいですか？

- ・ 症例定義をみたす疑似症患者を診察した場合、直ちに最寄りの保健所にご連絡ください。
- ・ 保健所と相談する際には、届出様式にある項目をご参考ください。

問 保健所に相談した後、疑似症患者に対してどのように指導すればよいですか？

- ・ 新型インフルエンザ疑いの患者（疑似症患者）であることに変わりはございませんので、診断が確定するまで、今までと同様、入院していただいた上、院内感染対策に配慮した上でご加療をお願いいたします。

問 なぜ症例定義を変更したのですか

以下の 2 つの理由によります。

1. 各検疫所・地方衛生研究所において検査体制が整備されたこと

5月9日現在において、国立感染症研究所をはじめ各検疫所・地方衛生研究所において、約半日程度で新型インフルエンザと確定診断できる体制が整備されました。比較的早期に確定診断できるようになったことから、法に基づく届出のタイミングを変更いたしました。

2. 新型インフルエンザについての情報の充実

4月28日にWHOによりフェーズ4宣言がされて以来、WHO・CDC・国立感染症研究所等において、今回の新型インフルエンザについて詳細な情報が提供されるようになり、疫学的な観点から、新型インフルエンザ感染のより詳細なリスク評価ができるようになりました。

## 「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

(5月5日12時：最終更新)

- ・国立感染症研究所の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定めます。

(新型インフルエンザが蔓延している国又は地域)

メキシコ

アメリカ（本土）

カナダ

※今後は、状況に応じて、厚生労働省ホームページ  
(<http://www.mhlw.go.jp/>)にて、周知していきますので、ご確認ください。